

主な改正の概要（平成 29 年 4 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 20.09 項	果実又は野菜のジュース	第 20.09 項にココやしの実を割ることにより得られるココナッツウォーター（ココナッツジュース）が含まれることを明確化。また、限外ろ過法が清澄や殺菌に使用されることを明記。
第 22.02 項	ノンアルコールビール	HS2017 改正によりノンアルコールビールに係る号が新設されたことに伴い、例示を追加。
第 22.03 項	ビール	ビールの原料となる麦芽は大麦又は小麦のものに限定されないことを明確化。
第 33.04 項 第 39.26 項	人工爪	人工爪は、マニキュア用又はペディキュア用の調製品として第 33.04 項には分類されず、構成材料によってそれぞれ該当する項（プラスチック製のものは第 39.26 項）に分類されることを明確化。
第 84.15 項 号の解説	エアコンディショナー	エアコンディショナーのうち第 8415.10 号に分類される「窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの」について、「取り付けた」という用語の意義を明確化。
第 95.03 項	玩具	ビリヤードのボール等（第 95.04 項）又は運動用のボール等（第 95.06 項）に該当するボールは、玩具（第 95.03 項）には分類されないことを明確化。

分類例規第一部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2009.89 号	ココナッツウォーター（ココナッツジュース）	ココやしの実を割って得られるココナッツウォーター（ココナッツジュース）について、果実又は野菜のジュースとして第 2009.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	ローズヒップジュース	ジュースを含有しない果実であるローズヒップを水とともに加熱して得られる液体は、果汁とはみなさず、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2530.90 号	無水硫酸ナトリウム	天然のナトリウムの硫酸塩は、99%以上の純度であっても第 2530.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2833.11 号	無水硫酸ナトリウム	溶融（水分の除去）等により、第 25 類注 1 の規定を満たさないナトリウムの硫酸塩は、第 2833.11 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3901.40 号	直鎖状低密度ポリエチレン	直鎖状低密度ポリエチレン（LLDPE）80%及び天然のシリカ 20%からなる物品で、比重が 0.92 のものは、エチレン-アルファーオレフィン共重合体として第 3901.40 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（平成 29 年 4 月 1 日適用）

第 3917. 21 号	プラスチック製の穴あき管	点滴かんがいを使用される滴水器を取り付けた滴水管は、プラスチック製の穴あき管として第 3917. 21 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3924. 90 号	取っ手の付いたプラスチック製の廃棄物回収用のごみ箱	取っ手の付いたプラスチック製の廃棄物回収用のごみ箱について、運搬用の製品ではなく、第 3924. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3926. 90 号	プラスチック製の人工爪	プラスチック製の人工爪について、マニキュア用又はペディキュア用の調製品として第 3304. 30 号ではなく、その他のプラスチック製品として第 3926. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8432. 29 号 第 8701. 10 号	耕作用の刃の付いた部品及び駆動ユニット	耕作用の刃の付いた部品及びそれを取り付け、動作させるための電源付きの駆動ユニット（一軸トラクター）は、部品が駆動ユニットに取り付けられていなければ、同梱されていたとしても、それぞれ部品は耕作用の農業機械として第 8432. 29 号（通則 1 及び 6）、駆動ユニットはトラクターとして第 8701. 10 号（通則 1（第 87 類注 2）、2 (a) 及び 6）に分類。
第 8473. 30 号	液晶ディスプレイモジュール	タブレットコンピューターに組み込まれるように設計された液晶ディスプレイモジュールについて、自動データ処理機械の部分品として第 8473. 30 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6）。
第 8517. 70 号	携帯電話用のアセンブリ	ジェスチャーセンサー、赤外線 LED 等を内蔵し、携帯電話に取り付けられるように設計され、組み立てられた部品及びリニア振動モーター、拡声器、マイクロホン等を内蔵し、携帯電話に取り付けられるように設計され、組み立てられた部品について、携帯電話の部分品として第 8517. 70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6）。
第 8603. 10 号	鉄道用の客車	提示の際に連結されていない、電氣的推進機能をもつ 2 両の鉄道用の客車及び推進機能をもたない 1 両の鉄道用の客車について、全体を一括して第 8603. 10 号に分類（通則 1、2 (a) 及び 6）。

分類例規第二部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 44 類	熱帯産木材（ホワイトラワン）	第 44. 03 項、第 44. 07 項及び第 44. 12 項に掲げるホワイトラワンは、学名 <i>Pentacme contorta</i> のものをいうことを明確化。